

「工場立地法上の国が定める準則の改正内容（案）に対する意見募集について」に寄せられた御意見及び御意見に対する考え方について

1. 御意見の到着件数

- ・ 御意見提出数      2 通
- ・ 御意見の総数      6 件

2. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
II. 4.	今回の準則の見直しの主旨は、地域再生提案及び構造改革特区提案において提出された、工場立地の促進、および、地域の活性化を図るための規制の適用緩和であり、市町村が提案する基準案が現状より規制の強化となる場合は、基準案に係る地域に所在する工場等の事業者の合意も必要であると考えます。	審議会の議事要旨や「工場立地法上の国が定める準則の改正内容（案）」において御覧いただくとおり、市町村から提案される基準案としては、現在その地域に適用されている基準より緩和されたものが想定されているところです。基準案に係る市町村の提案は、関係自治体との協議・合意を得た上で国に対し行われ、国においては、審議会の審査において了承が得られたものについて、必要な準則の改正を行うこととなります。

<p>II. 5.</p>	<p>今回の準則の見直しの主旨は、地域再生提案及び構造改革特区提案において提出された、工場立地の促進、および、地域の活性化を図るための規制の適用緩和であり、市町村が提案できる基準案は現状より規制が緩和されるもののみとされたい。</p>	<p>審議会の議事要旨や「工場立地法上の国が定める準則の改正内容（案）」において御覧いただけるとおり、市町村から提案される基準案としては、現在その地域に適用されている基準より緩和されたものが想定されているところです。基準案に係る市町村の提案は、関係自治体との協議・合意を得た上で国に対し行われ、国においては、審議会の審査において了承が得られたものについて、必要な準則の改正を行うこととなります。</p>
<p>II. 6. (1)</p>	<p>工業団地は生産設備を立地するために必要なインフラ（ユーティリティ設備や入出荷設備等）が整備されているので、生産設備としてその用地を使用するのが有利である。緑地や環境施設は可能な限り少なくして生産設備用の用地に特化すべきと思う。この場合の、工業団地にとって必要最小限の緑地面積の基準を示していただきたい。</p>	<p>審議会の議事要旨や「工場立地法上の国が定める準則の改正内容（案）」において御覧いただけるとおり、市町村から提案される基準案としては、現在その地域に適用されている基準より緩和されたものが想定されているところです。地域において適用する具体的な緑地及び環境施設に係る面積率については、地域準則に関し国が定めた区域区分基準の範囲内で、市町村が地域の実情を踏まえて提案することとなります。</p>

<p>II. 6. (2)</p>	<p>工業団地は生産設備を立地するために必要なインフラ（ユーティリティ設備や入出荷設備等）が整備されているので、生産設備としてその用地を使用するのが全体として有利である。周辺の樹林地によって工業団地の緑地等を代替するという考えかたにすべきと思うので、周辺の樹林地の定量的基準（工業団地から樹林地までの距離や樹林地の面積等）を広く（適切に）示していただきたい。</p>	<p>審議会の議事要旨や「工場立地法上の国が定める準則の改正内容（案）」において御覧いただけるとおり、市町村から提案される基準案としては、現在その地域に適用されている基準より緩和されたものが想定されているところです。周辺の樹林地の定量的基準については、周辺環境との調和を図るために必要となる程度が個々の地区の状況によって異なるため、予め一律に定めるのは適切でないと考えております。</p>
<p>II. 6. (1)</p>	<p>コンビナート構成会社の緑地面積率は現状、過不足のばらつきがある。コンビナートの場合、構成会社はコンビナートという限定地域（1箇所）に立地しているので、環境保全上は1つの工場として規制を適用しても問題ないと考えられる。1つの工場としての規制の適用によって会社毎の緑地面積等の過不足が解消できる。</p>	<p>今回の改正は、御指摘のように、コンビナートエリアを1つの工場と見なして、その内部に十分な緑地が確保され、それが継続的に維持及び管理されることを要件として、個別の工場に係る緑地面積率等を緩和できるようにしようとするものです。</p>

II. 1.	<p>都道府県及び政令市を除いた市町村という表現ではなく、都道府県及び政令市が提示するのではなく市町村が基準案等の提示を出来るといふ表現が良いと思う。</p> <p>全ての市町村は都道府県又は政令市に従属しているので、原案の表現は何の意味が分からない可能性がある。</p>	<p>今回の改正は、地域準則を制定する権限を有していない市町村が基準案等の提案を行い得るものとするものです。御指摘のとおり、都道府県及び政令市を提案主体とするものではありませんので、その旨誤解を生まぬよう配慮してまいります。</p>
--------	--	--